

学校法人会計基準の改正について

学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成 25 年 4 月 22 日 文部科学省令第 15 号)が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、平成 27 年度以降の計算書類に適用されることになりました。以下はその概要です。

文部科学省高等教育局私学部長通知『学校法人会計基準の一部改正について(通知)』
(平成 25 年 4 月 22 日 25 文科高第 90 号) から抜粋

第一 改正の趣旨

学校法人会計基準は、昭和 46 年制定以来、私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、また補助金の配分の基礎となるものとして、広く実務に定着しているところです。

一方で制定以来 40 年が経過し、社会・経済状況の大きな変化、会計のグローバル化等を踏まえた様々な会計基準の改正、私学を取り巻く経営環境の変化等を受けて、公教育を担う学校法人の経営状態について、社会にわかりやすく説明する仕組みが求められています。

こうした趣旨から、収支状況について経常的な収支と臨時的な収支が区分できるようにすること、新たに活動区分ごとに資金の流れが分かる活動区分資金収支計算書を作成すること等の改正を行うものです。

第二 改正の概要

- ① 資金収支計算書について、新たに活動区分ごとの資金の流れがわかる「活動区分資金収支計算書」を作成すること(第 14 条の 2 第 1 項関係)
- ② 従前の「消費収支計算書」の名称を変更した「事業活動収支計算書」について、経常的及び臨時的収支に区分して、それらの収支状況を把握できるようにすること(第 15 条関係)
- ③ 現行の基本金組入れ後の収支状況に加えて、基本金組入れ前の収支状況も表示すること(第 16 条第 3 項関係)
- ④ 貸借対照表について、「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」とすること(第 32 条関係)
- ⑤ 第 4 号基本金について、その金額に相当する資金を年度末時点で有していない場合には、その旨と対応策を注記するものとする(第 34 条第 7 項関係)
- ⑥ 第 3 号基本金について、対応する運用収入を「第 3 号基本金引当特定資産運用収入」として表示すること(第 1 号様式関係)
- ⑦ 第 2 号基本金について、対応する資産を「第 2 号基本金引当特定資産」として表示すること(第 7 号様式関係)
- ⑧ 固定資産の中科目として新たに「特定資産」を設けること(第 7 号様式関係)
- ⑨ 第 2 号基本金及び第 3 号基本金について、組入れ計画が複数ある場合に、新たに集計表を作成するものとする(第 10 号様式様式第 1 の 1 及び様式第 2 の 1 関係)
- ⑩ 「消費支出準備金」を廃止すること(改正前の第 21 条関係)

第三 施行日

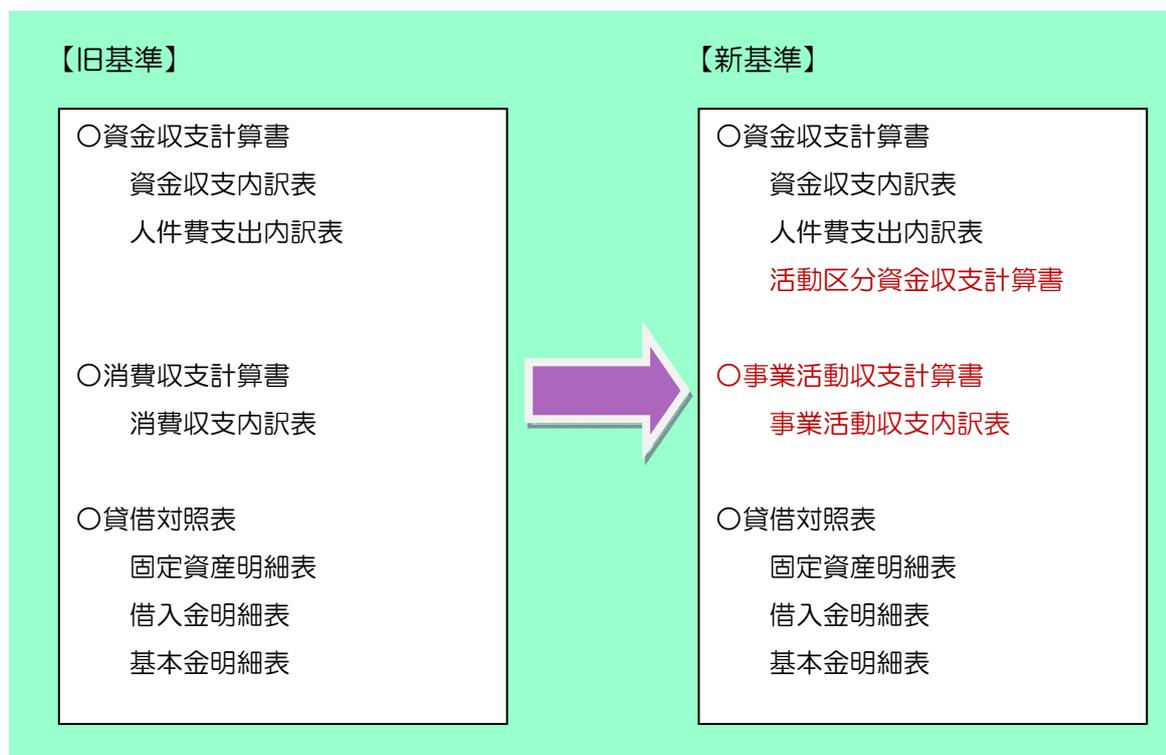
本省令は平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の学校法人会計基準の規定は、平成 27 年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用すること。

ただし、都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては、改正後の学校法人会計基準の規定は、平成 28 年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用すること。

次ページ以降において、【新基準】は、今回の改正により平成 27 年度以降適用となるものを、【旧基準】は、平成 26 年度までの適用となるものを示します。

新基準に基づき作成する計算書類について

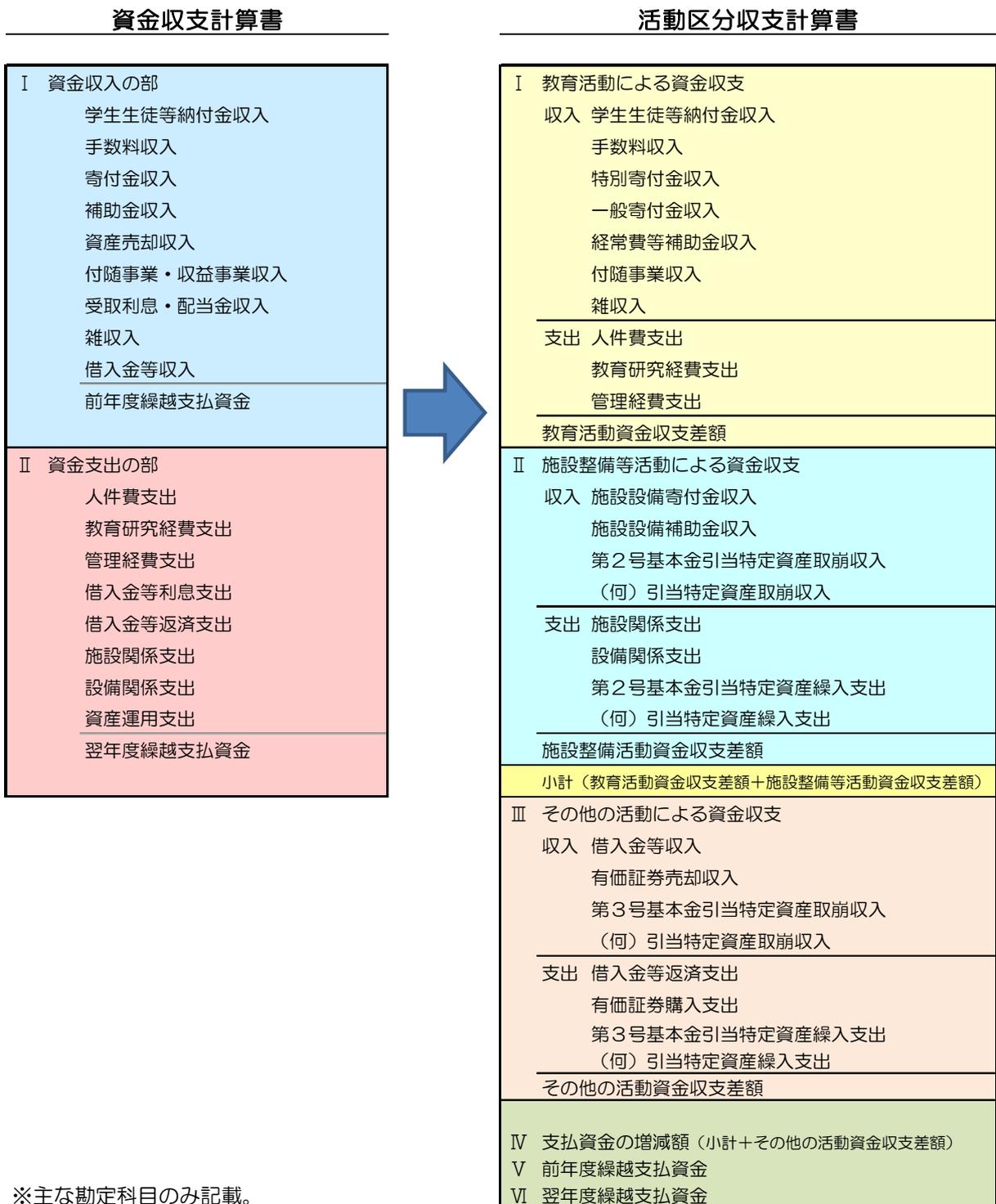
今回の改正により、学校法人が作成しなければならない計算書類は、次のとおり変更となりました。



1 新たに「活動区分資金収支計算書」を作成 [第二改正の概要①関係]

当該会計年度に生じたすべての資金の収入と支出の内容を示す「資金収支計算書」に基づく「活動区分資金収支計算書」の作成が、新たに義務付けられました。これは、資金の流れを“教育活動”、“施設整備等活動”、“その他の活動”の三つの活動区分別に表示し、各区分のキャッシュフローを明確にすることを目的とした計算書です。

イメージ図 1



※主な勘定科目のみ記載。

3 貸借対照表の様式変更 [第二改正の概要④⑧関係]

保有する資産の調達源泉（他人資本・自己資本）を明確にするため、旧基準の貸借対照表における「基本金の部」、「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」（自己資本）とし、その中で、「基本金」と「繰越収支差額」に分けて内訳を表示することとなりました。

また、「資産の部」における「固定資産」の内訳は、「有形固定資産」と「その他の固定資産」の2つの区分で表示していましたが、用途が特定されている預金や有価証券等の固定資産に占める割合が大きいため、新たに中科目「特定資産」を設け、3つに区分して表示することとなりました。

4 基本金に係る表示方法の変更 [第二改正の概要⑤⑥⑦⑨関係]

学校法人の基本金は、永続的に教育研究を行うために必要な校地、校舎等の必要な資産を継続的に保持するために維持すべきもので、第1号基本金から第4号基本金まであります。今回の改正で、基本金制度は維持されますが、以下の通り要件が加わりました。

■将来、固定資産を取得するために積み立てた預金などの資産の額である第2号基本金について、対応する特定資産を、計画が複数あっても合算して「第2号基本金引当特定資産」と表示する。

■奨学金や研究のための基金として継続的に保持し、運用する資産の額である第3号基本金について、対応する運用収入を「第3号基本金引当特定資産運用収入」として明確化する。

■学校法人の円滑な運営に必要な運転資金として、恒常的に保持すべき資金の額である第4号基本金について、対応する資金を年度末時点で保有していない場合には、その旨と対応策を注記する。

■第2号基本金及び第3号基本金について、組入れ計画が複数ある場合には、新たに集計表を作成する。第2号基本金については、計画の名称及び期末残高を、第3号基本金については、基金の名称、運用収入の額、期末残高を記載する。

5 「消費支出準備金」の廃止 [第二改正の概要⑩関係]

特定の会計年度の消費支出に充当するために留保する準備金である「消費支出準備金」は、事業活動収支計算書において区分経理を導入したこと、及び実務上の使用実績がほとんどないことから、廃止することとなりました。

6 主な科目名称の変更

【旧基準】に基づく科目名称		【新基準】に基づく科目名称
資金収支計算書		資金収支計算書
次年度繰越支払資金	→	翌年度繰越支払資金
資金収支・消費収支計算書 共通		資金収支・事業活動収支計算書 共通
事業収入	→	(資金収支計算書) 付随事業・収益事業収入 (事業活動収支計算書) 付随事業収入
資産運用収入 (施設設備利用料収入を除く)	→	(資金収支計算書) 受取利息・配当金収入 (事業活動収支計算書) 受取利息・配当金 ※施設設備利用料収入は、雑収入に含む。
消費収支計算書		事業活動収支計算書
帰属収入	→	事業活動収入
消費支出	→	事業活動支出
帰属収支差額	→	基本金組入前当年度収支差額
当年度消費収支差額	→	当年度収支差額
翌年度(前年度)繰越消費収支差額	→	翌年度(前年度)繰越収支差額
寄付金		<ul style="list-style-type: none"> ・(教育活動収支) 寄付金〔特別寄付金・現物寄付〕 ・(特別収支) その他の特別収入〔施設設備寄付金・現物寄付〕
補助金		<ul style="list-style-type: none"> ・(教育活動収支) 経常費等補助金 ・(特別収支) その他の特別収入〔施設設備補助金〕
徴収不能引当金繰入額		
徴収不能額	→	徴収不能額等